

## 千葉県言語聴覚士会ホームページ広告取扱要綱

### 第1条（趣旨）

この要綱は、千葉県言語聴覚士会のホームページを本来の目的を妨げない限度において広告媒体として活用し、賛助会員及び民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定める。

### 第2条（目的）

千葉県言語聴覚士会のホームページへの広告の掲載は、広告機会の提供によって、地域医療等の活性化を図ることを目的とする。

### 第3条（定義）

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりである。

#### 1 ホームページ

千葉県言語聴覚士会が管理するホームページで、<http://chiba-st.com/>ではじまるもの

#### 2 バナー広告

広告主の社名、団体名等の識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するもの

#### 3 広告主

千葉県言語聴覚士会のホームページに広告掲載申込みした、又はしている賛助会員若しくは一の個人、企業及び団体

### 第4条（広告の種類）

千葉県言語聴覚士会のホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

### 第5条（広告の範囲）

1 千葉県言語聴覚士会のホームページに掲載できる広告は以下のとおりである。

- (1) 千葉県言語聴覚士会の賛助会員の有する企業及び団体
- (2) 医薬品、医療品並びに医療機器企業
- (3) 嚥下食、とろみ剤等の食料品企業
- (4) 補聴器、人工内耳等の医療機器企業
- (5) 医学書並びに専門書等の出版企業
- (6) ICT 関連企業
- (7) その他千葉県言語聴覚士会会長が認める個人、企業及び団体

- 2 次のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。
- (1) 法令に違反し、又は違反の恐れのあるもの
  - (2) 公の秩序に反する、又は反する恐れのあるもの
  - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告に関するもの
  - (4) その他広告として掲載することが妥当でないと千葉県言語聴覚士会会長が認めるもの

## 第6条（広告の規格等）

- 1 掲載できる広告の規格は以下のとおりとする。
- (1) 位置  
千葉県言語聴覚士会のホームページのトップページ及び第2階層以下のページ内の指定する位置
  - (2) 枠の数  
トップページ及び第2階層以下のページそれぞれ4枠とする。ただし、広告主が4社以上になった場合は、定めた時間でバナー広告が入れ替わるローテーションバナーを用いる。
  - (3) サイズ  
横 234 ピクセル、縦 60 ピクセル
  - (4) 形式  
GIF、JPEG、PNG のいずれか
  - (5) ファイル容量  
15 キロバイト以下
  - (6) 画像表現  
静止画
- 2 バナー広告は、適切な情報を補足するために ALT 属性をつけるものとする。
- 3 リンク先のページは、千葉県言語聴覚士会のホームページとは別ウインドウで表示するものとする。
- 4 千葉県言語聴覚士会のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する表現又は錯覚しやすい表現は避けるものとする。
- 5 リンク先ページは次のいずれかにも該当しないものとする。
- (1) リンク先ページからリンクするサイトが、掲載基準を満たしていないもの
  - (2) ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
  - (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの

## 第7条（広告の掲出期間）

- 1 1年を単位とし、4月1日～翌年3月31日を期限とする。

2 広告掲載日が年度の途中であっても、第7条1項の期限に変更はないものとする。

#### 第8条（広告掲載の募集）

広告掲載の募集は、千葉県言語聴覚士会のホームページ及び広報誌「ニュース」で行うものとする。

#### 第9条（広告掲載の申込み）

- 1 広告主は、ホームページ広告掲載申込書（別紙第1号様式）により、千葉県言語聴覚士会に申込みものとする。
- 2 申込みのできる広告枠は、広告主に対して1枠とし、同一の広告主が期間中に複数の広告を掲載することはできないものとする。

#### 第10条（広告の掲載料）

- 1 掲載料は第7条1項で定める1年を単位とする。
- 2 賛助会員の掲載料は無料とする。
- 3 非賛助会員の掲載料は10,000円とする。
- 4 掲載料は千葉県言語聴覚士会宛に振込みをする。

#### 第11条（広告の選定）

- 1 千葉県言語聴覚士会は、ホームページ広告掲載申込書（別紙第1号様式）により申し込まれた広告に対して、千葉県言語聴覚士会理事会により掲載の適否の判断を行う。
- 2 千葉県言語聴覚士会は、申込みされた広告が第5条の2項の規定に該当すると認めるときは、広告主に修正を求めるものとする。

#### 第12条（広告の継続、変更及び取下げ）

- 1 広告主は、広告の掲載の継続を希望する場合は、掲載終了期限の1か月前までにホームページ広告掲載申込書（別紙第1号様式）を提出するものとする。
- 2 広告主は、広告の変更及びリンク先の変更をするときは、変更の10日前までにホームページ広告掲載申込書（別紙第1号様式）を提出するものとする。
- 3 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。この場合は、ホームページ広告掲載申込書（別紙第1号様式）を提出するものとする。広告を取り下げた場合は、掲載料の返還はしないものとする。

#### 第13条（広告の中止）

- 1 千葉県言語聴覚士会長は、次のいずれかに該当するときは、広告主への催告及びその他の手続きを要することなく広告掲載を中止することができる。この場合は掲載料の返還

はしないものとする。

- (1) バナー広告を指定する期日までに提出しなかったとき
- (2) 広告内容の修正の求めに対して広告主が応じないとき
- (3) 要綱第5条の2項の規定に該当すると認めるとき、又はその恐れがあると判断したとき
- (4) その他広告掲載が適当でないと千葉県言語聴覚士会長が判断したとき

#### 第14条（広告主の責務）

- 1 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかわる財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、千葉県言語聴覚士会長に対して保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

#### 第15条（免責事項）

- 1 次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合は、当該停止期間に係る掲載料の返還及び損害等を千葉県言語聴覚士会に請求することができない。
  - (1) 千葉県言語聴覚士会のサーバー及びソフトウェア等の点検、補修並びに改良等に伴う停止
  - (2) 火災、地震、水害並びに落雷等の天災
  - (3) 悪意を持つ第三者によるサーバー等千葉県言語聴覚士会の有するコンピューター等への不正アクセス

#### 第16条（その他）

この要綱に定めるものの他必要とする事項は別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。